

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）

第一部 序

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）の関連規定、特に第五十五条の規定に基づき、及び当該関連規定を適用して、国際電気通信連合全権委員会議（二千六年アンタルヤ）は、同憲章の次の改正を採択した。

第十一条 事務総局

第七三号の次に次のように加える。

七三の二 事務総局長は、連合の法律上の代表者として行動する。

第七六号を次のように改める。

七六 削除

第十三条 無線通信会議及び無線通信総会

第九〇号を次のように改める。

九〇 2 世界無線通信会議は、通常三年から四年までの間のいずれかの期間ごとに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同会議を招集しないこと又は追加的に招集することができる。

第九一号を次のように改める。

九一 3 無線通信総会は、同様に、通常三年から四年までの間のいずれかの期間ごとに招集するものとし、無線通信部門の能率を向上させるため、場所及び期日について世界無線通信会議と連携することができる。無線通信総会は、世界無線通信会議の討議に必要な技術的基礎を確立し、及び同会議のすべての要請に応ずる。同総会の任務は、条約で定める。

第二十八条 連合の会計

第一六一C号を次のように改める。

一六一C (2) 事務総局長は、構成国及び部門構成員に対し第一六一B号の規定に基づき定められた分担単位の暫

定的な額を通知するものとし、また、構成国に対し自国が暫定的に選定した分担等級を全権委員会議の開始の日の遅くとも四週間前に通知するよう要請する。

第一六一E号を次のように改める。

一六一E

(4) 全権委員会議は、修正された財政計画案を考慮して、できる限り速やかに分担単位の額の最終的な限度額を定め、及び構成国が、事務総局長の要請により、最終的に選定した分担等級を通知する期日を、遅くとも全権委員会議が終了する日の属する週の月曜日までのいずれかの日に定める。

第二十九条 言語

第一七一号を次のように改める。

一七一 1(1) 連合の公用語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

第二部 効力発生の日

この文書に含まれる改正は、全体として、かつ、単一の文書の形式で、二千八年一月一日に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の締約国である構成国であつて、この文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託したものの間において効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、全権委員会（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び千九百九十二年マラケシユ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正するこの文書の原本に署名した。

二千六年十一月二十四日にアンタルヤで作成した。